

自宅で暮らし続けるために、介護サービスを利用できます

介護保険の在宅系サービス利用の流れ

介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らすために、介護サービスを利用することができます。ここでは、サービス利用の流れとその中で重要な役割を果たすケアマネジャーについて、ご紹介します。

<要介護・要支援の認定>

本人または家族等がお住まいの地区の区役所介護認定の窓口で申請し、認定調査員による訪問調査などを経て要介護・要支援の認定を受けます。

本人や家族が要介護・要支援認定を申請できない場合は、地域包括支援センターに申請の代行をしてもらえます！



<ケアマネジャー探し>

要介護の認定を受けた方は、地域の居宅介護支援事業所を探しましょう。居宅介護支援事業所は、ケアマネジャーの事務所として川崎市から指定を受けています。

要支援の認定を受けた方は、56ページ以降を参考にお住まいの担当の地域包括支援センターに連絡してください。



川崎市では、市が監修する冊子「ハートページ」に市内の居宅介護支援事業所の情報を掲載し、各区役所で配付しています！

また、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が運営するホームページ「介護情報サービスかながわ」では、区ごとに事業所を検索することができます！

<ケアマネジャーの訪問>

居宅介護支援事業所を見つけ、契約を行うと、ケアマネジャーが自宅を訪問します。介護サービスを利用するためのケアプランを作成する第1歩となります。ケアプランは、利用者本人の生活の課題を解決するための計画表で、介護サービスを利用するうえで重要な役割を持ちます。身体の状態や生活環境、使いたいサービスなど、さまざまなことを話してみましょう。

ケアマネジャーは、訪問時の内容から利用者の生活の課題を把握します(アセスメントの実施)。

これにより、ケアプランの原案が作成されますので、自身のことを正確に伝えられるよう、整理しておきましょう！



5

介護が必要になったとき

<サービス担当者との話し合い>

訪問時の内容から、ケアプラン原案が作成されます。内容がおおむね希望に沿っているときは、これをもとに利用者・家族等とケアマネジャーや各サービスの担当者、主治医などが話し合い(サービス担当者会議)を行い、具体的なサービス内容を検討します。

サービス担当者会議で利用者・家族等や各サービス事業者の役割が決まります。

ケアプランには利用者本人の目標も位置付けられますので、しっかり話し合いましょう！



<ケアプランの確定とサービスの利用>

ケアプランが確定すると、ケアマネジャーからプランが交付され、このプランにもとづいて、サービスを利用することになります。介護保険の在宅系サービスは、いくつかの種類がありますので、詳細は43ページから46ページをご覧ください。



サービス利用の曜日を変えたいなど、サービス内容の変更が必要な場合、ケアマネジャーまでご相談ください！

5

<モニタリング>

サービスを利用した結果について、月1回の頻度でケアマネジャーが自宅を訪問します。利用者の生活の課題について、解決の度合いを把握することで、ケアプラン見直しの必要性などを検討します。

サービス担当者会議で決まった利用者の目標が達成できているか、ケアマネジャーが確認します。

達成できているときは、改めて会議を行い、新しい目標を決めましょう！



介護が必要になったとき

コラム

住み慣れた自宅で生活しながら介護が必要となった場合、多くの方が複数のサービスを利用するうえ、家族や主治医との関係性など、その環境は複雑といえます。

このような高齢者の方へのケアは、関係者がチームとなって行う必要があります。ケアマネジャーは、そのチームの“まとめ役”といえるでしょう。

介護保険を使って受けることができるサービスです

介護保険の在宅系サービス一覧

次のサービスは、日常生活で介護を必要とする要介護・要支援の認定を受けた方が、状態の維持・改善を図るために受けることができる介護保険サービスです。

●自宅に訪問してもらって受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)



要介護 1～5

要支援 1・2

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。
ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います（要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。下記コラム参照）。

訪問入浴介護



要介護 1～5

要支援 1・2

浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

訪問看護



要介護 1～5

要支援 1・2

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

訪問リハビリテーション



要介護 1～5

要支援 1・2

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導



要介護 1～5

要支援 1・2

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導などを行います。

コラム

平成28年4月から、要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険の介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」は、川崎市が実施する介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」として実施しています。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行います。総合事業の実施により、高齢者の社会参加を促進し、要介護・要支援に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを目指します。

●日帰りで受けるサービス

通所介護(デイサービス)



要介護 1～5

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

要支援 1・2

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います（要支援 1・2 の方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。43ページコラム参照）。

通所リハビリテーション(デイケア)



要介護 1～5

介護老人保健施設や医療機関において理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

要支援 1・2

●一時入所して受けるサービス

短期入所生活介護(ショートステイ)



要介護 1～5

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

要支援 1・2

短期入所療養介護(ショートステイ)



要介護 1～5

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、看護・医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

要支援 1・2

●福祉用具のレンタル・購入

福祉用具貸与



要介護 1～5

車いす、特殊寝台（介護用ベッド）、歩行器等の貸与を受けることができます

要支援 1・2

※ 要支援 1・2 および要介護 1 の方については、利用者の状態から想定しにくい車いす、特殊寝台（介護用ベッド）等は原則として支給対象となりません。

5

介護が必要になったとき

特定福祉用具購入費の支給



要介護1～5

入浴・排せつ等に要する福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給します。(支給限度額は毎年度10万円です。)

要支援1・2

※指定を受けている事業者から購入した場合のみ支給対象となります。

※支給対象種目が定められていますので、事前に確認をお願いします。

●住宅改修

住宅改修費の支給



要介護1～5

手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合にその費用の一部を支給します。(支給限度額は20万円です。)

要支援1・2

※改修前に事前申請が必要です。工事をする前に必ずお住まいの地区の区役所介護保険担当窓口にご相談ください。

※支給対象種目が定められていますので、事前に確認をお願いします。

5

介護が必要になったとき

コラム

特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給は、費用の全額を事業者へ支払った後に払い戻し(償還払い)を受けられますが、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から3割の自己負担で福祉用具購入・住宅改修を行うことができます。

ただし、この制度を利用するためには、受領委任払い取扱事業者として、本市に登録された事業者を選択する必要があります。受領委任払い取扱事業者の登録情報は、川崎市ホームページでご覧いただけます。

●地域密着型サービス

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることを支援するため、要介護・要支援の認定を受けた方が利用できるサービスです。なお、市内の事業所は原則として、川崎市の被保険者の方のみが利用できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



要介護 1～5

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問を行います。介護と看護が連携を図り、ヘルパーによる入浴、排せつの介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助などが受けられます。

夜間対応型訪問介護



要介護 1～5

夜間の定期巡回や緊急時など通報システムによる訪問介護サービスを行います。

地域密着型通所介護



要介護 1～5

利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

認知症対応型通所介護



要介護 1～5

要支援 1・2

デイサービスセンターにおいて、比較的安定した認知症の方に対し、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

小規模多機能型居宅介護



要介護 1～5

要支援 1・2

利用者の様態や希望に応じて、随時「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)



要介護 1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供することにより、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

介護が必要になったとき

5

●介護付有料老人ホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

介護付有料老人ホームは、入居者に介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事及び健康管理などのサービスが提供される有料老人ホームのうち、介護保険が使用できる住まいです。

<運営主体等>

運営主体に制限はなく、株式会社や医療法人、社会福祉法人等、さまざまな主体が設置・運営を行っています。

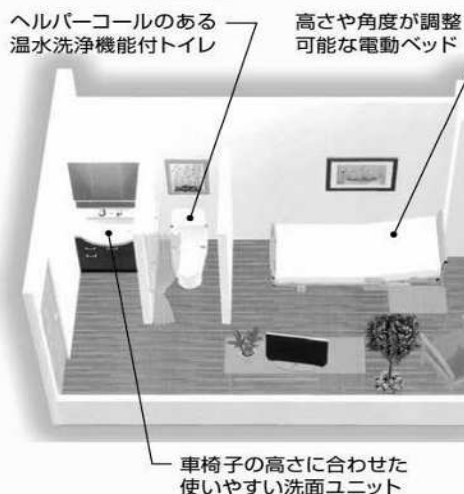
<対象者>

入居時の健康状態に関して、「入居時に自立」、「入居時に介護が必要」、「自立である方も介護が必要である方も可」という区分をして、入居者を募集している場合が一般的です。

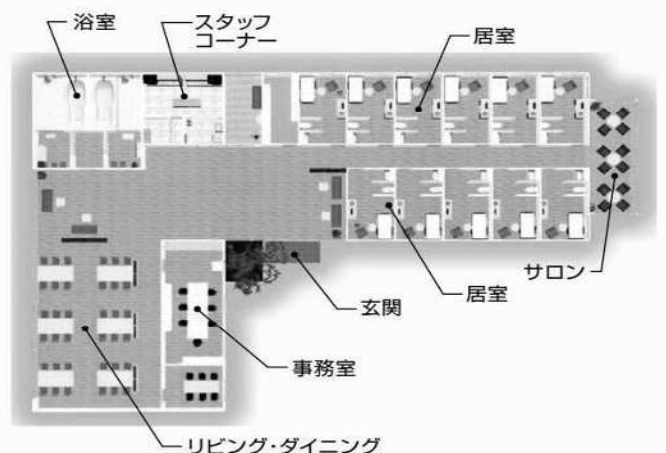
<主なサービス内容>

介護付有料老人ホームでは、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理などのサービスが受けられ、さらに、入居者が要介護・要支援となった際は、療養上のケアなどの介護保険サービスを受けられます。

居室のイメージ



共用部分のイメージ



出典：社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国特定施設事業者協議会、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、高齢者住宅経営者連絡協議会の「消費者向けガイドブック」

居室又は共用部分はイメージですので、実際は各施設によって異なります。また、調度品等は実際には設置されません。

<費用>

月額利用料(家賃、食費)は、各ホームによって異なります。

ただし、ある程度の金額を前もって一括で支払う方式の施設もあり、その場合には月額利用料が低く抑えられます。

さらに、介護保険の利用料として、実際にかかる費用の1割から3割を負担する必要があり、要介護3の方で1割負担の場合、1か月(30日)で21,837円になります。

<Q&A>

Q 利用料は家賃、食費の他にどのような費用がかかりますか？

A 介護保険サービスを利用した場合、その利用料が必要となります。また、家賃、食費以外に管理費や光熱水費、日用品、新聞代などの費用が別途必要になります。具体的な費用は、各ホームにお問い合わせください。

Q ホーム入居中に入院した場合、またホームに戻る事はできますか。

A はい。原則として、契約を解除しない限り、退院したのちにホームへ戻ることができます(入院中も管理費等の一定の費用負担が発生する場合があります。)。ただし、入院が一定期間にわたった場合を契約の解除事由としている場合があります、注意が必要です。必ず重要事項説明書や入居契約書で確認してください。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、入居を検討している介護付有料老人ホームのサービス内容を確認し、ホームに直接お申込みください。

認知症の方が少人数で共同生活を送る住まいです

● 認知症高齢者グループホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

認知症高齢者グループホームは、認知症高齢者が家庭的な環境の中で、9人以下の少人数で共同生活する住まいです。比較的安定している認知症の要介護の方が対象で、共同生活のなかで入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練を受けられます。

なお、これらのサービスは、介護保険法上、認知症対応型共同生活介護として、居宅系サービスに位置づけられています。

<運営主体等>

原則として法人であれば、設置者に制限はなく、株式会社、社会福祉法人、医療法人、NPOなどが設置・運営を行っています。

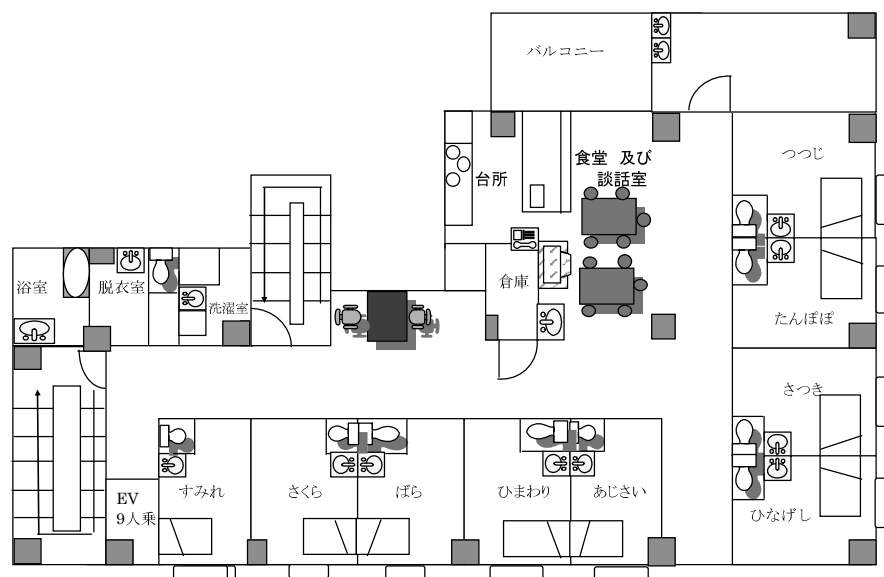
<対象者>

医師に認知症と診断され、要介護・要支援認定で要支援2、要介護1～5と認定された高齢者です。

なお、入居にあたっては、事業者は、入居者が認知症の状態にあることを主治医の診断書等で確認をとることとなっています。

<主なサービス内容>

5～9人の入居者を1つのグループとして、食事、入浴、排せつ等の生活全般のサポートや機能訓練を受けながら、家庭的な環境の中でスタッフとともに生活を送ります。



間取図または共用部分はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。参考までに、一般的な認知症高齢者グループホームを利用する場合、要介護3で、介護保険の利用者負担が1割の方の介護保険の利用料部分は1か月(30日)で26,500円です。

また、日常生活に要する費用として、食費・理美容代等とともに、別途、住居としての家賃、共益費及び食材料費が必要となります。

<Q&A>

Q 65歳未満でも医師に認知症と診断された場合は入居できますか？

A はい。介護保険の対象者であれば、入居は可能です。詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q なぜ共同生活なのですか？

A 認知症高齢者グループホームは、入居者が共同生活における家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うことにより、入居者の能力に応じた、自立した日常生活を営むことを目的とした施設のためです。

Q 医師のスタッフはいますか？

A 認知症高齢者グループホームの基準上、医師は配置されていませんが、看護師を配置した施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入居を検討している施設のサービス内容を確認した上で、各施設に直接お申込みください。

なお、認知症高齢者グループホームは、「介護サービス情報の公表」制度による情報の公表や「外部評価」制度による評価を受けなければならない、事業所ごとの情報や評価結果は、「神奈川県介護サービス情報公表センター」ホームページでみることができます。



常時介護を必要とする方の施設です

● 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

基本的なサービス



<住まいの概要>

特別養護老人ホームは、常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設です。

なお、特別養護老人ホームとは老人福祉法に規定された名称で、介護保険法上は「介護老人福祉施設」という名称の施設です。

<運営主体等>

市内の施設は、すべて社会福祉法人が運営を行っています。

<対象者>

原則として、要介護3～5の方が対象となりますが、要介護1・2であって、認知症や知的障害・精神障害などを伴い、日常生活が困難な方や、介護者がいない等の理由で十分な支援が期待できず、やむを得ない理由により介護サービスや生活支援も十分に受けられない方なども特例で対象となります。

<主なサービス内容>

- ・入浴・排せつ・食事等の介護等の日常の世話
- ・機能訓練
- ・健康管理
- ・日常生活のケア

また、原則として、①健康管理・療養上の指導を行う医師、②生活相談員、③介護職員・看護職員、④ケアマネジャーが、法令に定められた基準に基づき配置されています。



多床室(相部屋)フロア



個室(ユニット型)フロア

写真はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。低所得の方や、費用の負担が困難な場合は、利用者負担が軽減されることがあります。参考までに、要介護3で、多床室（相部屋）の場合の介護保険の利用者負担が1割の方は、1か月（30日）で23,542円で、個室（ユニット型）の場合は26,211円です。

また、日常生活に要する費用として、食費・居住費・理美容代等の負担があります。

<Q&A>

Q 入居の順番はどのようになっていますか？

A 川崎市では、特別養護老人ホームへの入居を希望されている方が定員数を上回っている状況にあります。そこで、入居者の選考の透明性や公平性を保つため、「特別養護老人ホーム入退居指針」を定めています。この指針は、国の通知に基づくものであり、本人の状況（要介護度）や、介護者の状況等をもとに必要性の高い方が優先的に入居できるようになっています。詳しくは、「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」を市ホームページなどでご覧ください。

※市ホームページにて、「特別養護老人ホーム」と検索してください。

Q 個室と相部屋のどちらになりますか？

A 川崎市では、入居希望者の意向が個室（ユニット型）と多床室（相部屋）に分かれていることや、大規模な福祉施設用地を確保するのが困難な状況を踏まえ、当面の間、個室（ユニット型）と多床室（相部屋）との組合せによる施設整備を行っています。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入居を検討している施設のサービス内容を確認した上で、下記申込先に直接お申込みください。

平成31年2月より、申込先を一元化しましたので、各施設への申込みは不要です。申込み様式につきましては、各区役所で入手可能です。また、市のホームページからもダウンロードいただけます。

※市のホームページにて、「特別養護老人ホーム」と検索してください。

◇申込先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
川崎市老人福祉施設事業協会 事務局あて



「地域密着型介護老人福祉施設」という、定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームもあります。対象施設は別冊をご覧ください。



病院から在宅生活への復帰を目指す方のための施設です

●介護老人保健施設

基本的なサービス



一部施設

<住まいの概要>

介護老人保健施設は、医療と生活の場を結びつけ、慢性期医療とリハビリテーションによって、在宅の生活への復帰を目指すための施設です。

施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で、介護や機能訓練等のサービスを提供します。

<運営主体等>

医療法人や社会福祉法人などが運営を行っています。

<対象者>

原則として、病状が安定しており、家庭への早期復帰をめざしている方で、リハビリテーション等を実施する必要がある要介護者（要介護認定で要介護1～5）の方です。

<主なサービス内容>

- ・入浴・排せつ・食事等の介護等の日常の世話
- ・医学的管理下での介護及び機能訓練
- ・リハビリテーション等の必要な医療
- ・日常生活のケア

また、原則として、①健康管理・療養上の指導を行う医師、②支援相談員、③介護職員・看護職員、④リハビリテーションスタッフとして、理学療法士、作業療法士、⑤ケアマネジャーが法令に定められた基準に基づき配置されています。



療養室イメージ



談話室イメージ

療養室等はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

介護が必要になったとき

5

<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。参考までに、要介護3で利用者負担が1割の方であって、多床室を利用している場合、介護保険の利用料部分は、1か月（30日）で29,202円です。

また、日常生活に要する費用として、食費・居住費・理美容代等の負担があります。

<Q&A>

Q リハビリテーションとは具体的にどのようなことを行いますか？

A 立ち上がり・歩行などの基本動作訓練のほか、入浴・排せつ・食事などの日常生活動作訓練、温熱療法などによる痛みの緩和処置などを行い、家庭復帰や日常生活の自立をめざしたリハビリテーションを行います。

Q 介護老人保健施設に医師はいますか？

A はい。医師の配置が義務づけられており、医学的管理の下で利用者一人ひとりの状態や目標に合わせたケアサービスを受けられます。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入所を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入所を検討している施設のサービス内容を確認した上で、各施設に直接お申込みください。



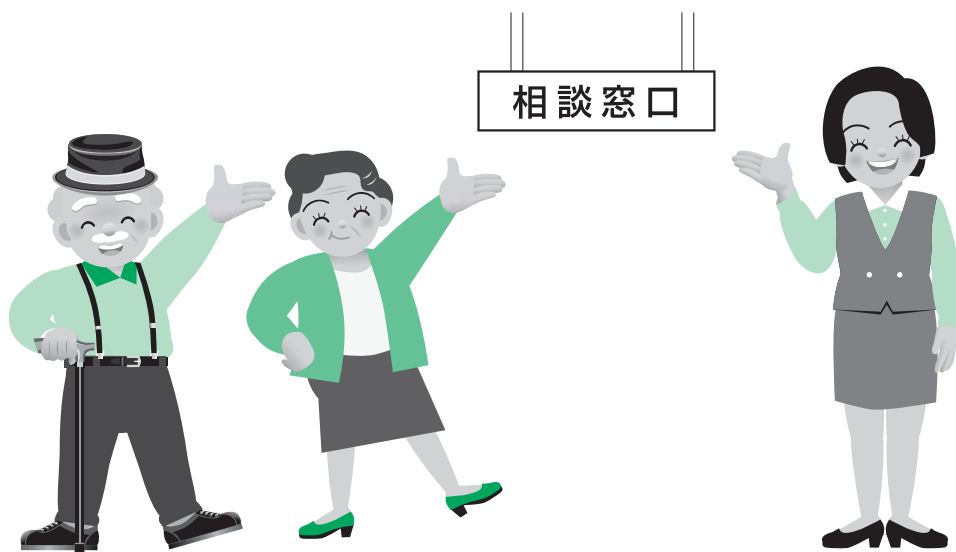
区役所等・地域包括支援センター一覧

(1) 区役所

各区役所高齢・障害課において、高齢者の在宅生活支援サービスなど高齢者福祉についての相談業務を行っています。

(市外局番044)

区・地区	① 介護認定について	② 介護給付について	③ 介護保険以外のサービスについて	FAX
川崎区	201-3282	201-3152	201-3080	201-3301
幸区	556-6655	556-6689	556-6619	555-3192
中原区	744-3179	744-3136	744-3217	744-3345
高津区	861-3263	861-3269	861-3255	861-3249
宮前区	856-3245	856-3238	856-3242	856-3163
多摩区	935-3185	935-3187	935-3266	935-3396
麻生区	965-5198	965-5146	965-5148	965-5206



(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者などが、住み慣れた地域で、尊厳を保ち、その人らしい生活を継続することができるように、介護サービスや医療サービスなどの様々なサービスを利用する際に、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職種が介護予防のためのケアプランの作成や、総合的な相談などの支援を行っています。

地域包括支援センター一覧

(令和7年4月現在)

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
川 崎 区	桜寿園	川崎区桜本2-39-4 ☎287-2558 FAX287-2577	桜本、追分町、浜町、鋼管通、 田島町、浅野町、南渡田町、池上町、 扇町、扇島
	恒春園	川崎区小川町10-10 ☎211-6313 FAX223-1240	貝塚、元木、南町、池田、日進町、 下並木、堤根、京町1・2丁目、 小川町
	ビオラ川崎	川崎区小田栄2-1-7 ☎329-1680 FAX322-2553	渡田、渡田向町、渡田東町、小田栄、 渡田新町、渡田山王町、 小田1丁目
	大師の里	川崎区日ノ出2-7-1 ☎266-9130 FAX266-9131	大師河原、東門前、昭和、大師町、 大師本町、殿町、田町、江川、日ノ出、 出来野、塩浜、小島町、浮島町、夜光、 千鳥町、水江町、東扇島
	しおん	川崎区本町1-1-1 ☎222-7792 FAX222-7796	本町、榎町、堀之内町、宮本町、 東田町、砂子、駅前本町、 富士見1丁目、宮前町、新川通、 鈴木町、港町、旭町、境町
	京町	川崎区京町2-15-6 神和ビル3階 ☎333-7920 FAX333-7938	大川町、小田2～7丁目、浅田、 京町3丁目、田辺新田、白石町
	大師中央	川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ104 ☎270-5112 FAX287-5562	台町、大師公園、中瀬、四谷下町、 四谷上町、観音、池上新町
	大島中島	川崎区中島2-3-2-101 ☎201-8831 FAX201-8834	富士見2丁目、中島、大島、 大島上町
	藤崎	川崎区藤崎4-20-1 矢口ビル1階 ☎270-3215 FAX270-5682	川中島、藤崎、伊勢町、大師駅前

6

区役所等・地域包括支援センター一覧

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
幸 区	幸風苑	幸区都町64-1 ☎556-4355 FAX511-3511	幸町、中幸町、堀川町、大宮町、 柳町、南幸町、都町、神明町
	夢見ヶ崎	幸区南加瀬1-7-14 ☎580-4765 FAX742-8040	小倉(小倉1-1以外)、南加瀬
	かしまだ	幸区新塚越201 ルリエ新川崎6階 ☎540-3222 FAX540-3220	古川町、新塚越、下平間、矢上、 北加瀬、鹿島田
	しゃんぐりら	幸区東小倉6-1 ☎520-3863 FAX520-3861	遠藤町、戸手本町、塚越、紺屋町、 新小倉、新川崎、東小倉、 小倉1-1
	みんなと 暮らす町	幸区東古市場116-12 ☎520-1905 FAX520-1906	小向、小向東芝町、小向仲野町、 小向町、小向西町、東古市場、 古市場、古市場1・2丁目
	さいわい東	幸区戸手4-1-9 ☎555-1411 FAX555-1412	戸手、河原町
中 原 区	すみよし	中原区木月祇園町2-1 ☎455-0980 FAX455-0883	木月住吉町、荻宿、大倉町、西加瀬、 木月、木月大町、木月伊勢町、 木月祇園町、井田三舞町
	こだなか	中原区上小田中3-21-20-101 ☎798-2332 FAX755-5656	下新城、新城中町、新城、上新城、 上小田中
	ひらまの里	中原区上平間611-1 ☎544-4012 FAX544-3961	上丸子山王町、上丸子、下沼部、 中丸子、上平間、田尻町、北谷町
	みやうち	中原区宮内1-25-1 ☎740-2814 FAX740-2816	上丸子八幡町、新丸子町、丸子通、 上丸子天神町、宮内、等々力、 小杉陣屋町、小杉御殿町
	いだ	中原区井田2-27-1 ☎751-6661 FAX751-6385	井田中ノ町、井田、井田杉山町、 下小田中
	とどろき	中原区今井南町8-5 アイテック武蔵小杉101 ☎281-3666 FAX281-3616	新丸子東、市ノ坪、小杉町、 今井南町、今井仲町、今井西町、 今井上町

6

区役所等・地域包括支援センター一覧

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
高 津 区	わらく	高津区千年141 ☎799-7951 FAX799-7952	千年新町、千年、子母口、明津
	すえなが	高津区末長1-3-13 ☎861-5320 FAX861-6194	末長、新作
	陽だまりの園	高津区諏訪2-10-15 ☎814-5637 FAX814-5636	二子、瀬田、諏訪、北見方、 下野毛
	溝口	高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階 ☎820-1133 FAX822-0500	溝口、久本、坂戸
	ひさすえ	高津区久末410 エムアール久末1F ☎797-6531 FAX797-6540	蟹ヶ谷、久末、東野川、北野川
	樹の丘	高津区久地4-19-8 3階 ☎820-8401 FAX820-8402	宇奈根、久地、下作延
	リ・ケア向ヶ丘	高津区向ヶ丘130-9 ☎865-6238 FAX865-6239	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘
宮 前 区	みかど荘	宮前区西野川3-39-11 ☎777-5716 FAX777-1193	梶ヶ谷、南野川、野川台、野川本町、 西野川
	鷺ヶ峯	宮前区菅生ヶ丘13-1 ☎978-2724 FAX976-6470	水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、 初山
	富士見プラザ	宮前区南野川1-8-11 ☎740-2883 FAX777-3239	東有馬、有馬
	レストア川崎	宮前区犬蔵2-25-9 ☎976-9590 FAX976-9591	鷺沼、土橋、犬蔵
	フレンド神木	宮前区神木本町5-12-15 ☎871-1180 FAX877-2800	五所塚、平、白幡台、神木本町
	宮前平	宮前区馬絹6-20-4 ☎872-7144 FAX852-3377	小台、宮前平、宮崎6丁目、馬絹
	ビオラ宮崎	宮前区宮崎2-8-32 コスモ宮崎台102 ☎948-5371 FAX948-5372	けやき平、南平台、神木、宮崎、 宮崎1～5丁目

6

区役所等・地域包括支援センター一覧

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
多摩区	長沢壮寿の里	多摩区三田 1-8-11 パート 8 1 階 ☎935-0086 FAX935-0093	東生田、枳形 5～7 丁目、東三田、三田、長沢
	多摩川の里	多摩区中野島 6-13-5 ☎935-5531 FAX935-3511	和泉、布田、中野島、生田 1～3 丁目
	太陽の園	多摩区栗谷 2-16-6 ☎959-1234 FAX959-1233	南生田、西生田、栗谷
	菅の里	多摩区菅北浦 3-10-20 ☎946-5514 FAX946-3432	菅、菅野戸呂、菅稻田堤、菅馬場 1・2 丁目、菅城下、菅北浦
	しゅくがわら	多摩区宿河原 6-20-19 ☎930-5151 FAX930-5911	宿河原 3～7 丁目、堰、長尾 3～7 丁目
	よみうりランド 花ハウス	多摩区菅仙谷 4-1-4 ☎969-3116 FAX969-3160	菅馬場 3・4 丁目、寺尾台、菅仙谷、枳形 1～4 丁目、生田 4～8 丁目
	登戸	多摩区登戸 1891 第 3 井出ビル 3 F ☎933-7055 FAX933-7077	登戸新町、登戸、宿河原 1・2 丁目、長尾 1・2 丁目
麻生区	柿生アルナ園	麻生区上麻生 5-19-10 ☎989-5403 FAX988-9774	白山、王禅寺西 5～8 丁目、上麻生、上麻生 5～7 丁目、下麻生 1 丁目
	栗木台	麻生区栗平 2-1-6 小田急マルシェ栗平 1F ☎987-6505 FAX380-7970	細山、金程、向原、栗平 2 丁目、栗木台、栗木、南黒川、黒川、はるひ野
	片平	麻生区五力田 3-18-6 ☎986-4986 FAX986-4987	片平、白鳥、五力田、古沢、岡上、栗平 1 丁目
	虹の里	麻生区王禅寺 963-26 ☎986-4088 FAX986-1027	王禅寺、虹ヶ丘、早野、王禅寺東 3～6 丁目、下麻生、下麻生 2・3 丁目
	百合丘	麻生区東百合丘 3-17-4 るーむら麻生 2F ☎959-6522 FAX712-0202	高石 4～6 丁目、百合丘、東百合丘
	新百合	麻生区上麻生 3-14-20 つくしの里内 ☎969-3388 FAX969-0200	王禅寺西 1～4 丁目、王禅寺東 1・2 丁目、上麻生 1～4 丁目
	高石	麻生区千代ヶ丘 1-2-9 ☎959-6020 FAX959-6021	多摩美、高石 1～3 丁目、万福寺、千代ヶ丘

6

区役所等・地域包括支援センター一覧